

第9回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年9月6日(金)  
開会 午後7時04分 閉会 午後9時01分
- 2 場 所 関市役所6階 大会議室
- 3 出席委員 (◎会長、○副会長)
- |      |       |                |
|------|-------|----------------|
| 1号委員 | 阪野 貢  | 公募委員           |
|      | 後藤律而  | 公募委員           |
|      | 亀井 専  | 公募委員           |
|      | 梅田洋子  | 公募委員           |
|      | 濱岸利夫  | 公募委員           |
|      | 黒田 勉  | 公募委員           |
|      | 薫田文悟  | 公募委員           |
|      | 濱島純子  | 公募委員           |
|      | 野澤敬子  | 公募委員           |
|      | 佐藤孝洋  | 公募委員           |
|      | 杉山健二  | 公募委員           |
|      | 西澤達也  | 公募委員           |
|      | 澤井三男  | 公募委員           |
|      | 増井紘昭  | 公募委員           |
| 2号委員 | 石井和典  | 関市老人クラブ連合会会長   |
|      | 長屋政明  | 関市社会福祉協議会副会長   |
|      | 杉浦康弘  | (社)関青年会議所理事長   |
|      | 浅野欽一郎 | 関市まちづくり協議会会長   |
|      | 清水宗夫  | 関市青少年健全育成協議会会長 |
|      | 高井奈津子 | 関市地域女性の会連合会副会長 |
|      | 杉山ミサ子 | 関市NPO連絡会会員     |
| 3号委員 | ◎鈴木 誠 | 愛知大学地域政策学部教授   |
|      | 土屋康夫  | 元岐阜新聞論説委員      |
|      | 北村隆幸  | 関市市民活動センター事務局長 |
- 4 欠席委員 1号委員 安田光昭 公募委員

2号委員	○山中一義	関市自治会連合会会長
	栗倉元臣	関商工会議所副会頭
	坂井勇平	岐阜県関刃物産業連合会会長

5	その他の出席	事務局	桜田公明	市民協働課長
			森川哲也	市民協働課主幹
			相宮 定	市民協働課課長補佐
			中村亜由美	市民協働課主任主査

## 6 議事

(開会 午後7時04分)

会長

みなさんこんばんは。本日で第9回目になりましたけれども審議会をはじめさせていただきたいと思います。今日は次第にありますように前回の協議内容についてもう少し時間を設けて話し合うことと、それから新規で国際交流あるいは他の地域との協力関係、そして条例は恒久的なものでなく見直すことも必要であるという項目について審議をいただきます。特に最近では、地域あるいは市町村の域を超えて連携するということが、すごく大事になってきて特に震災をはじめとする災害の経験からお互いに助け合う、協力し合うということは、災害直後の一時だけではなくて恒久的と言いますか、ある程度長い時間をかけて被災地域が復興したり、逆に日常的に経済をつくっていくなど他の都市とのネットワークであるとか、これからのまちづくりを復興的に考える上で大事なテーマであったりします。国際的な観点もそれゆえに入れてあり、今日は新たなテーマに含めて皆さんにご審議いただきたいと思います。それから今日は、8時を目途にこちらにお集まりいただきまして、以前からいろいろな意見がありました外国人の投票権に関わるような記述についてここで皆さんからご意見をいただくような場を設けたいと思います。今日の資料に入っていますけれども、そのあたりを少し全体の中で意見をいただくような時間を設けています。なお、この場は決して賛否を問う場ではなくて多様な意見があることを認識する場であり、いろいろな意見が出てくることを保障する場として設けるものです。本日で9回目の審議会になりますけれども時間の許す限り精一杯皆さんからご意見をいただけるような時間を設けていきたいと思います。それではよろしく願いいたします。

事務局

前回の会議録ですが、一部訂正がございましたので、訂正後配布させていただきます。内容等確認いただきまして、訂正があった場合、事務局までご連絡いただきたいと思います。会議録は、本日より一週間後にホームページにアップさせていただきます。それから〇〇委員さんから、都合により辞任の申し出がありましたので、今回から審議会委員を辞任ということになっています。なお、その関係でグループのメンバーを若干調整させていただいていますので、ご了承くださいたいと思います。それからグループ表の裏側ですが、関市の外国人の状況について参考程度に載せさせていただきました。そして、その下に今後のスケジュールがありますが、当初は3月の議会への上程を目指して進めてまいりましたが、審議や資料の準備などの状況からしまして少し難しいのではないかという判断をしまして、その次の6月の議会への提案を目標に進めていきたいと考えています。そして今月から9月議会がはじまっていますが、その最終日、10月7日ですが、ここで審議会の進捗状況を簡単に全員協議会の場で議員さん説明させていただき、ご意見をいただこうと思っています。今後12月の審議会までに何とか条文をまとめていきたいと考えています。その後、市長への答申、来年になりましたら3月には、議会への説明後パブリックコメントを1ヶ月間行いたいと思います。その間に住民への説明会もいろいろな地域で行っていくことが必要であると考えています。このようなことを経て6月議会へ提案するというスケジュールで今後進めていきたいと考えています。それでは、鈴木先生この後お願いいたします。

## 2 条項について

会長

ただいま事務局の方から今後の進め方についてご説明がありましたが、特に10月7日に予定されている議会の全員協議会でこれまでの議論の経過を説明して、すべての議員の皆さんから提案とか助言とかご意見をいただくことになると思います。それを今後の議論に役立てていきたいと運営上考えています。意義ある議論を積み重ねて素案をつくっていききたいと思います。それでは、これより各グループに分かれて議論を進めていただくわけですが、その前にみなさんに情報提供をしたいと思っていますので、少しお時間をいただきます。みなさんには前回、新城市の広報の資料をお渡ししましたが、今お持ちでしょうか。もしお手元にあれば、ご覧いただきたいと思います。実は新

城市は、この4月に自治基本条例が施行され、この条例に基づいて行政運営や市民活動、地域の行政区の活動、さらに企業の社会貢献活動などが行われ、地域の風通しを良くしていく取組みが行われています。その条例の中の参加の仕組みのところに参加の一つの方法として市民まちづくり集会という項目があります。この市民まちづくり集会について、以前も説明しておりますが、少し紹介させていただきます。第15条市長又は議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指して、意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会するまちづくり集会を開催しますとなっています。これは市民と行政と議会が一堂に会するまちづくり集会を市長は特別な事情がない限り年1回以上するという項目となっています。また、市長以外でも議会が行政と協同して開催することができ、市民の側の年齢20歳以上の日本国籍を有する住民が、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民まちづくり集会の開催を請求することができるという項目があります。このように3者が膝を交えて当面の課題であるとか、将来の見通しであるとかいろいろな事柄について情報の共有を図る場を設けて、行政運営や市民活動に役立てたりします。その市民まちづくり集会が、条例が制定されて初めて8月25日に開催されました。皆さん中でももしかしたら行かれた方がありませんが、私はこの市民まちづくり集会がしっかり行われるかどうかみる立場である市民自治会議のメンバーとして参加しました。そのことをみなさんに紹介いたします。どのような雰囲気で作られたのかということを見ていただきます。

#### 新城市 市民まちづくり集会について説明

これは条例の中に市民参加の仕組みの一つとして規定された市民まちづくり集会というものです。関市でも地域委員会をはじめとして、様々な参加の仕組みがあると思います。その参加の仕組みというものを条例の中に盛り込むことで、行政運営は行政だけ、あるいは議会を通じた行政運営だけでなく市民が行政の課題に直接参加していろいろな提案や意見を述べるということを大事にして、それを踏まえて行政運営をしっかりやっというということで、このような場が設けられました。まだ如何せんはじめての試みでしたので、これが継続されるかどうか分かりませんが、全国的にもこのような試みがなく珍しい

ということです。今日は皆さんに条例をつくってこのように生かせるということで一つの情報としてご紹介させていただきました。それでは前回と同様に 3 つのグループに分かれて検討に入っていただきます。先ほどの関市で生活する外国人であるとか今後のスケジュールの資料の裏側にグループの名簿がありますので、それぞれ分かれて今から検討シートにしたがって意見交換をお願いします。

### 3 グループ討議

委員が 3 グループに分かれ討議

### 4 発表、意見交換

会長

本日は、住民投票での外国人の扱いについて、率直に情報交換や意見交換していただきたいと思いますので、その時間をいただくために少し前倒ししてグループ討議を終了させていただきました。とはいってもその協議の内容はとても重要なところです。今日の項目は、どちらかというと地域や市町村には少々馴染まないようなテーマであると思われたかもしれません。そのようなところを今日はグループでの意見交換の中で、その内容を聞かせてもらいましたが、地域の実情、それぞれみなさんが日常的に外国の方と接しられて感じていることを踏まえて発言されていたので、率直に関市らしい条例案ができそうな良い意見を聞くことができました。わたしはそのような印象を持ちました。そういうこともありましたので、今からそれぞれグループの進行役の方に概要をお話させていただきますけども合わせて、グループを構成したみなさんからも追加や補足の意見を言っていただきますようお願いしたいと思います。それでは A グループの方からお願いしたいと思います。

#### (Aグループ)

委員

それでは、Aグループの報告をさせていただきます。今日の検討項目を中心に意見交換をしました。最初の国及び県、他自治体との協力に関しては、非常に硬いイメージがあって、なかなか住民レベルでは、イメージが湧かない部分があり、言葉だけが独り歩きしているように思いました。これは全体のプロセスについてもそうなのですが、先ほど新城市の事例にあったようにアンケートとかコミュニケーションをとりながら、言葉の使い方とか、概念などを詰めてもらう必要がある。それはこの項目に限ったことではないのですが、全体の一つの手法として考えてほしいという意見がありました。地方分権とかという言葉だけ出てしまうと

住民と言いますか市民のレベルだと分かりづらいという意見です。それから国際交流については、多くの方が言われたのですが、わざわざ国際交流という構えたかたちでつくる必要があるのだろうかという意見がありました。本来は、同じ住民である外国人の方と近所付き合いや職場での付き合いがあったりするので、そういった目線から考えてもらう方がよいという意見がありました。外国人とともに住みよいまちづくりをするように努めましょうとか、そのようなイメージが出るようなものがよいという意見がありました。逆に行政が先頭に立って国際交流を進めていくということで旗を振るよりも民間と言いますか、一般の住民の方の交流を深めるようなことが大切であると思います。それから 3 番目の条例の推進と見直しについては、2つの意見が出まして、推進したり見直ししたりする中で例にあるような推進委員会というような組織をつくって進めていった方がよいという意見とこれとは逆に関市の議会でしっかりと一部の意見ということではなく議員として選ばれた方々の中で判断していただくという意味合いの意見があり、グループの中でも 2 つの方法が出ました。それから 4 番目の委任については、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるといような表現が良いのではないかという意見でした。今日は全体として、行政とかというかたちではなく、われわれ住民がどういった意識をもってどういった方向性にしていくのかということ打ち出した方がよいという意見が出ました。

会長

それではAグループに参加された委員のみなさんの方から、説明とか追加の意見がありましたらご紹介ください。

委員

全体にテーマに対する検討の時間が短い。もう少し一つのテーマだけで1回の会議を終わるとか、1回の会議で3つも4つも重要なテーマをこなすということは、相当専門的な知識がないとできない。噛み砕いて言えば、今後の問題になるのですが、私は最初にも言いましたが、定例的な会議も良いのですが重要な項目の場合は、前もって月に2回であるとか時間をのばすとかしないと期限までに間に合わないと思います。市民のために良い条例をつくるためには、市民レベルという言葉がありますが、市民の声を吸い上げていない。我々公募できた者は、もっと地域に情報を流すとか、団体の代表の方は団体に情報を流すとかしないといけない。現在、条例の策定審議会では、どのようなことをしているのかなどそういった情報提供や問いかけが必要であると思います。そうすることで、また内容も変わってきます。例えば、討論や議論を昼間一日かけ

てやるとか臨機応変にやっていかないといけないと思います。時間がきたからそこで発言が切られると十分な意見が出てこない。

会長

運営に関わって大事な指摘がございました。他に内容についてご意見などございませんか。それでは、次にBグループの発表をお願いします。

(Bグループ)

委員

Bグループで話し合ったことをお伝えします。まず国及び県、他自治体との協力に関しましては、例の1番が良いのではないかという意見でした。その中でも相互の自主性や自立性を尊重するという文言が気になるということで、まず主体的であるとか、自立を立つではなくて律するにしてはどうかという意見がありました。もう一つは、主語がないから分かりにくいのではないかという意見がありました。そしてまる2に書いてある行政サービスの向上を図るためという文言は非常に大切であるという意見がありました。そして出された意見をまとめた結果、例文ができましたのでお伝えします。市はより良い市政運営を行うため行政サービスの向上を図るために国及び県、他の自治体と相互の自主性や自律性を尊重し対等の立場で連携協力するということにしてはどうかという意見が出ました。その次の国際交流に関しましては、例も含めてすべてが大きすぎるという意見が出ました。関市のレベルに関して言えば、多文化共生など草の根レベルでの交流を促進していくことが重要であるという意見がでました。次の条例の推進と見直しに関しましては、ここに書いてあるとおり条例をつくって終わりではなくて常にメンテナンスしていくことが大事である。ただし、見直す時期については、3年とか5年とか、1年ということもあるかもしれません。この見直す時期の明示が必要でないかと思います。そしてこの例示にある関市自治基本条例推進委員会というような附属機関の設置は大事なことである。委員は常に公募して色々な人の意見を取り入れながらこのような監視機関や推進機関というものを設置していくことが大事である。またアンケート調査に含めてやっていくことも大事なので、前回にあった市民満足度調査に入れ込んで条例の監視をしていくことが必要であるという意見でした。もう一つ、新城市のようにまちづくりを考え、条例の推進を考える全体の場合というものがとても大切であるという意見とともに集まるとしても一部の人しか集まらないのではないかという懸念があるので地域委員会というようなものを利用して各地区で条例や関市全体のまちづくりのことに議論する仕組みをつくって、それを持ち寄って全体会を行うよう

な仕組みしくみにしてはどうかという意見が出ました。そして最後の委任の部分ですが、運用の部分に関して行政が勝手に進めてしまっては困る。他の規則で定めるとしても住民参加や市民主体で決めるというような項目を入れるべきではないかというような意見が出ました。最後に、これ以外に追加として学ぶ権利という部分を一条起こしてほしいという意見が出まして、もちろん生涯学習という面でもそうですが、このような会議でも市が積極的に情報を提供して委員が学んでいくというような権利があるのだということをぜひ項目として起こしてほしいという意見がありました。Bグループとしての意見は以上です。

委員

それでは、Bグループの中で意見交換をされたみなさん、追加の意見などありましたらお願いいたします。それではCグループの発表をお願いします。

(Cグループ)

委員

Cグループの説明をさせていただきます。まず、国及び県、他の自治体との協力について、結論から言いますと国とか県とか市町村という縦の関係が、地方分権一括法によっても存在している。一つは交付金制度であり、地方は自立しなさいと言いつつも自立できないという矛盾するところも縷々ご指摘がありました。それから自治会同士の連携や交流、職員間の交流を活発化すべきである。そういったことが住みよいまちにつながっていくという意見がありました。それからもう一つ、国とか県とか自治体に任せるのではなくて市民主権というものをしっかりしていかなければいけない。そのためにも市民はしっかりしなければいけないという意見でした。それから国際交流ですが、自治基本条例の中に国際交流を位置づけるのはどうかという意見もありましたが、例文にある1、2が、これはあまりにも関市ということでは現実離れしているところがあるという中で、二つの具体的な事例があります。一つ目は板取地区の中学生が2年置きですが、かつて友好を結んでいたアラスカに今年も行ったということ。これは市としてはできないけれどもNPO法人を立ち上げて進めています。さらにバイクトライアル世界大会というものもあったのですが、合併によってなくなってしまったという話がありました。そして、もう一つの具体的な例は、自分の身近に外国人が住んでいる。その方はオーストラリア人で自治会に入っており、積極的に自治会活動に関わろうとしています。自分としては、その方と役を一緒にやっていく中で、随分戸惑いもあったけれども結論としては逃げ出すのではなく



仲良くしていくということが大事であるということでした。非常に月並みな言葉ですが、多文化共生であるとかそういう言葉をしっかり入れてほしいという意見がありました。我々のグループはここまでで終わりました。

会長                    それでは、Cグループで意見交換をされた委員の皆さんで補足のご意見がありましたらお願いします。

委員                    毎回グループリーダーの発表を聞きますと重複した意見が多い。Aグループで発表した意見をCグループが同じように発表する場合はAグループと同じというように割愛した方が良い。割愛をすれば時間も短縮できる。もっと大事なことは、会長が発表者以外にその他意見ありませんかという問いかけに対して、実際これだけの人数の中で発言するには相当な勇気がある。しかし、自分が発言したことが、発表されないことが随分ある。今日でもAグループでは行ったことの40%とくらいしか発表されていない。しかし残りまで発表すると全体会議が長くなってしまふ。今日はあえて言いませんが、もっと明確にはっきりとみんなに分かりやすいようにリーダーの方が簡潔にまとめてほしい。またリーダーは、絶対に自分の意見を発表するべきでない。あくまでも客観的に聞いて自分の考えを捨てないといけない。運営上重要なことである。みんなの意見を吸い上げるために何をしたらよいか考えてほしい。委員のみなさんは忙しい中、時間を割いて来ているので、しっかりと進めてほしい。

会長                    委員の方から全体会やグループ討議の進め方について提案をいただきました。これからみなさんの意見をまとめて一つの素案をつくって議論を深めていくというところで、ぜひ参考にしたいと思います。それでは冒頭約束をしましたとおり前回議論していただきましたけれども住民投票の中で当初から外国人、外国籍市民に対する扱いをどのようにしたらよいか、資料の3で参考事例として外国人に対する投票権付与の考え方の事例を出していますけれどもこれとは別にみなさんが率直に考えていることをそれぞれのお立場で言うだけでいただければと思います。なお、全員から意見をいただきたいので、発言はあまり長くならないよう簡潔をお願いします。それでは順番をお願いします。

委員                    外国人の住民投票についてどのように思うかということによろしいでしょうか。外国人が投票できるかどうかという結論から言うと現段階で

はなしが良い。それはなぜかというところでは地方自治法では投票権や請求権も日本人にしかない。それが無いのに住民投票だけ投票権があるということはありません。

委員 外国人は住民票だけでなく町内会に入っていると自治会に入っているとかなどで考えればあっても良いと思います。ただし、地域のことを事前に学習することが必要であり、地域の実情を知ってもらえば、投票権を与えても良いと思います。

委員 投票権は付与したくありません。なぜ投票権を与えたくないかというところでは外国人は様々な問題を起こしてきた。そして領土問題もある。また、日本が外国からの留学生に対して大きな支援をしているが、これはある種の特権である。日本では、すでに外国人に対して様々な特権が与えられている。外国人に対して、これ以上何も権利を与えたくないからです。

委員 全員に聞くということでしょうか。基本的には、賛成です。

委員 基本的には賛成です。これは国の問題なのですが、入国審査の基準をもっと厳しくしてほしい。そのため様々な外国人が日本にいる。また、文化や歴史、戦後の問題などが今でも多く残っている。完全な国際交流というものは、単にこの条例の中で規定しても簡単に生まれてくるものではない。住民投票は永住権のある方を基本に与えることが良い。

委員 一律に付与するというところは難しい。住民の中に非常に溶け込んで同じように生活している方もいる。ただし研修生であるとか集団でアパートに生活している方もいらっしゃいます。そこでの区別をどうするのか考えていけば付与することも良いと思います。

委員 投票権を付与しても良いと思いますが、投票率をあげるためだけならばやめた方が良いでしょう。まずは日本人の投票率の悪さを改善することの方が先であると思います。

委員 結論は賛成ということですが、それと外国人という言葉にどうも違和感がある。外国籍住民でないで共生論理がふつとんでしまうと思います。前回は全体会の最後に言わせていただきましたが、包摂と共生ということばを使ったと思いますが、同じ時代に住んでいて外国籍住民として

我々と同じ住民なのだから当然投票権は与えるべきだと思います。

委員 基本的には賛成です。

委員 基本的には反対です。

委員 なるべく多くの人に投票権を与えてほしい。一定期間以上住んでいる人に与えてほしい。それはなぜかという反対された方からも随分意見が出たのですが、一部で外国人であるというそれだけで対立の根が深まっているような印象があります。個人的にはとてもいい人がたくさんいるので、住民として投票権を与えることをすれば、参加意識もいわゆる外国人の方に持っていただけるであろうし、その対立、もしくは日本人に対する否定的な考えも一つには、どうせ僕らは投票できないんだという意識もあるのだと思いますので、投票権はなるべく広く与えた方が良くと思います。

委員 基本的には賛成です。ただし、先ほど〇〇委員さんが言われましたが、投票権を付与する場合には、何らかのチェックしっかり行う必要があると思います。

委員 基本的には賛成です。

委員 基本的には賛成です。ただし、自治会に加入するとか付き合いのある方に限ることが良いと思います。

委員 近年のグローバル化社会の現状に鑑み、投票権は与えるべきだと思います。

委員 国の施策が間違っていると思います。国の施策があっても人と人とは別だと思います。自分の住んでいるまちを良くしたいと思うならば、日本人、外国人は全く関係ないと強く思います。税金を払っている以上区別する必要はないと思います。そしてもう一つ住民投票の年齢も撤廃するべきだと思います。

委員 基本的に賛成です。

委員 基本的に賛成です。ある一定期間以上住んでいるということで限定すれば賛成です。

会長 その他何か意見はございませんでしょうか。前回からのお約束でしたので、ここで一通り意見をいただきました。この箇所については、前回みなさんからいただいたご意見を踏まえて素案の素案といいますか用意していく訳ですが、現在ところ関市に住んでいる 1,161 人の外国人には、先ほど〇〇委員が言われました外国籍住民、外国籍市民という方たちも当然多く含まれています。したがってこういった方たちの扱い、つまりこれから長く関市に暮らす強い個人としての意志を持つ方たちをどのように受け止めていくのかということ、やはり根幹の行政運営上の課題でもあります。なるべく一つの文章としてまとめあげたいという思いが前提にあって今日、意見を聞かせていただきました。ただ今日のところをもって一つの素案というものができるといような印象は持っておりませんので、他の箇所もそうですが複数案用意してみなさんにご議論いただくということもあります。それでは本日のご討議いただいた内容の紹介と確認は以上で終わりますけれども何か内容に関わって意見があれば発言いただきたいのですが、よろしいでしょうか。もし今日のグループの中の審議で準備してきたけれども言えなかった箇所、あるいはこの言葉は今日の協議の中に入れておいてほしいということがありましたら事務局の方へ一週間以内で届けていただければ助かります。事務局から連絡等あればお願いします。

事務局 次回の開催日ですが、10月7日に全員協議会への報告がありますので、それ以降で会場の都合により 10月17日の木曜日ですが、夜7時ということでお願いします。これで大体一通りみなさまからご意見をいただきましたので、議会の役割あたりまで素案を提示しご議論いただきたいと考えています。

会長 それでは、第9回の関市自治基本条例策定審議会を終了いたします。

(閉会 午後9時01分)